日本司法支援センター
平成23年規程第１号
最終改正　令和８年２月26日
令和８年規程第６号

組織運営規程

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　役員（第３条・第４条）
第３章　審査委員会（第５条）
第４章　顧問会議（第６条）
第５章　監査室（第７条）
第６章　執行部会（第８条）
第７章　内部組織
　第１節　本部（第９条－第35条）
　第２節　地方事務所等（第36条－第38条）
　第３節　コールセンター（第39条）
第８章　職
　第１節　監査室（第40条）
　第２節　本部（第41条－第48条）
　第３節　地方事務所（第49条－第51条）
　第４節　コールセンター（第52条）
第９章　雑則（第53条・第54条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、総合法律支援法（平成16年法律第74号。以下「法」という。）、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年法律第６号。以下「震災特例法」という。）及び特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和５年法律第89号。以下「特定不法行為等被害者特例法」という。）その他の関係法令の定めるところに従い、日本司法支援センター（以下「センター」という。）が法第14条が定める目的を実現することができるよう、センターの組織編成及びその運営に関する基本方針を明らかにするとともに、基本的な組織編成を定めることを目的とする。

（組織編成及び運営の基本方針）

第２条　センターの組織編成及び運営については、総合法律支援を取り巻く状況の変化等に対応して、センターが組織全体としてその目的を実現していくよう、各組織相互の連携調整及び全体の統括が確保されるようにするとともに、その在り方を常に見直す。

２　センターの組織編成及び運営に当たり、総合法律支援を取り巻く状況の変化等に柔軟に対応するため、関係分野の有識者を始めとするセンター内外の多様な知見を積極的かつ有効に活用する。

第２章　役員

（理事の職務）

第３条　理事は、理事長が命ずるところに従い、理事長を補佐するため、担当事項に係る内部組織を指揮監督して当該事項を処理するとともに、センターの運営及び業務の実施に関する企画立案に参画する。

２　前項に規定するもののほか、理事は、あらかじめ理事長が定めたところに従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

（監事の職務の補助）

第４条　監事は、職務を遂行するために必要があるときは、センターの職員を指揮して、その職務の遂行を補助させることができる。

２　監事は、監査室の職員以外の職員に前項の補助をさせるときは、あらかじめ、理事長と協議しなければならない。

３　理事長は、前項の協議に当たり、センターの業務の遂行に支障を生じさせる場合を除いて、監事が職員に職務の遂行を補助させることに協力しなければならない。

４　第１項の規定により監事の職務の遂行を補助する職員は、当該補助に係る事務の処理に関しては、監事以外の者の指揮を受けない。

第３章　審査委員会

（審査委員会の事務の補助）

第５条　法第29条の審査委員会の事務を補助する職員は、当該補助に係る事務の処理に関しては、審査委員会委員長以外の者の指揮を受けない。

第４章　顧問会議

（顧問会議）

第６条　センターに、顧問会議を置く。

２　顧問会議は、センターの運営又は業務の実施に関する重要事項について、審議を行い、理事長に意見を述べる。

３　顧問会議の顧問は、優れた識見を有する者のうちから、理事長が委嘱する。
４　顧問会議は、顧問10名程度で構成する。
５　顧問の任期は、２年以内とする。ただし、任期の満了前に退任した顧問の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
６　顧問は、再任されることができる。
７　顧問会議に座長を置き、顧問の互選により選任する。
８　座長は、会議を主宰する。
９　顧問会議は、座長が招集する。ただし、座長が選任される前においては、理事長が招集する。
10　顧問会議は、この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項を定める。

第５章　監査室

（監査室）
第７条　センターに、監査室を置く。
２　監査室は、次の事務をつかさどる。
⑴　内部監査に関すること。
⑵　監事の命を受けて、監事が行う監査を補助すること。
⑶　センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの室の業務に関する事項の実施に係る執行管理並びにこの室の業務に関する計画事項の調査研究に関すること。
⑷　この室の所管する規程、細則の制定及び改廃並びにマニュアル等の作成に関すること。

第６章　執行部会

（執行部会）
第８条　理事長は、センターの業務を総理するに当たり、その業務遂行を円滑なものとするため、センターの業務遂行の在り方全般について検討することを目的として、執行部会を開催する。
２　執行部会は、理事長及び理事で構成し、理事長が議事を整理する。
３　監事は、執行部会に出席し、意見を述べることができる。
４　理事長は、必要があると認めるときは、適当と認める者を指名して執行部会への出席を求めることができる。
５　前項の規定により執行部会への出席を求められた者は、執行部会において意見を述べることができる。
６　理事長は、本部事務局長及び本部の部長を執行部会の幹事とすることができる。

第７章　内部組織

第１節　本部

（部の設置等）

第９条　センター本部に、次の５部３室を置く。

⑴　企画部

⑵　総務部

⑶　第一事業部

⑷　第二事業部

⑸　常勤弁護士総合企画部

⑹　国際室

⑺　特定施策推進室

⑻　コンプライアンス推進室

（国際室）

第９条の２　国際室は、次の事務をつかさどる。

⑴　外国人に対する総合法律支援その他の外国人に関連する業務の企画、立案及び実施に関すること。

⑵　国際機関、国際会議並びに外国の行政機関及び団体に係る事務、国際協力に関する事務その他の国際関係事務に関すること。

⑶　センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの室の業務に関する事項の実施に係る執行管理及びこの室の業務に関する計画事項の調査研究に関すること。

⑷　この室の所管する規程、細則の制定及び改廃並びにマニュアル等の作成に関すること。

（特定施策推進室）

第９条の３　特定施策推進室は、次の事務をつかさどる。

⑴　理事長が別に定める社会問題に関する情報の収集及び分析並びに当該社会問題への対応に関する総合的な企画、立案及び実施に関すること。

⑵　第１号の社会問題に関する国、地方公共団体、関係機関等との連携の確保及び強化の企画、立案及び実施に関すること。

⑶　センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの室の業務に関する事項の実施に係る執行管理及びこの室の業務に関する計画事項の調査研究に関すること。

⑷　この室の所管する規程、細則の制定及び改廃並びにマニュアル等の作成に関すること。

（コンプライアンス推進室）

第９条の４　コンプライアンス推進室は、次の事務をつかさどる（監査室の所掌に属するものを除く。）。

⑴　内部統制に関すること。

⑵　内部統制に違反する事実が発生した場合の対応等に関すること。

⑶　センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの室の業務に関する事項の実施に係る執行管理及びこの室の業務に関する計画事項の調査研究に関すること。

⑷　この室の所管する規程、細則の制定及び改廃並びにマニュアル等の作成に関すること。

（企画部）

第９条の５　企画部は、組織及び業務の運営に関する総合的な企画及び立案に関することその他これらに関連する事務を所掌する。

（企画部に置く課）

第９条の６　企画部に次の１課１室を置く。

⑴　企画調整課

⑵　ＤＸ推進室

（企画調整課）

第９条の７　企画調整課は、次の事務をつかさどる。

⑴　組織及び業務の運営に関する総合的な企画及び立案に関すること。

⑵　センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの課の業務に関する事項の実施に係る執行管理及びこの課の業務に関する計画事項の調査研究に関すること。

⑶　この課の所管する規程、細則の制定及び改廃並びにマニュアル等の作成に関すること。

（ＤＸ推進室）

第９条の８　ＤＸ推進室は、次の事務をつかさどる。

⑴　組織及び業務のデジタル化並びにデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の推進に関する総合的な企画及び立案に関すること。

⑵　電子計算機、電話網の企画及び立案に関すること。

⑶　電子計算機による事務処理システムの企画及び立案に関すること。

⑷　センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの室の業務に関する事項の実施に係る執行管理及びこの室の業務に関する計画事項の調査研究に関すること。

⑸　この室の所管する規程、細則の制定及び改廃並びにマニュアル等の作成に関すること。

（総務部）

第10条　総務部は、センターの事務の総合調整に関すること、業務方法書及び規程に関すること、会計監査人の監査に関すること、広報に関すること、情報公開及び個人情報の保護に関すること、人事に関すること、予算及び決算に関すること、組織に関すること、中期計画及び年度計画に関することその他のセンターの管理運営に関する総務関係事務を所掌する。

（総務部に置く課）

第11条　総務部に、次の４課３室を置く。

⑴　総務課

⑵　人事課

⑶　財務会計課

⑷　情報システム管理課

⑸　サービス推進室

⑹　法務室

⑺　広報・調査室

（総務課）

第12条　総務課は、次の事務をつかさどる。

⑴　センターの事務の総合調整に関すること。
⑵　執行部会の開催に関すること。
⑶　地方協議会その他の関係機関等との会議の開催に関すること。
⑷　文書類の受付、発送及び法人文書の管理に関すること。
⑸　業務方法書、規程及び細則の制定及び改廃の総合調整に関すること。
⑹　国会等対応業務に係る統括及び連絡調整に関すること。
⑺　事務所の管理に関すること。
⑻　公印の管理に関すること。
⑼　寄附金の募集に関すること。
⑽　法人文書の開示その他の情報公開に関すること。
⑾　個人情報の保護に関すること。
⑿　外部及び内部通報の保護に関すること。
⒀　組織に関すること。
⒁　顧問会議の庶務に関すること。
⒂　中期計画及び年度計画の策定及び進捗管理に関すること。
⒃　センターの運営及び業務の実施に関する評価に関すること。
⒄　センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの課の業務に関する事項の実施に係る執行管理及びこの課の業務に関する計画事項の調査研究に関すること。
⒅　この課の所管する規程、細則の制定及び改廃並びにマニュアル等の作成に関すること。
⒆　他の部及びこの部の他の課の所掌に属しない事務に関すること。

第12条の２　削除

（人事課）

第13条　人事課は、次の事務をつかさどる。
⑴　理事の任免及び役員の報酬等に関すること。
⑵　職員の任免、給与、研修、服務、懲戒、表彰その他の人事に関すること（他の部の所掌に属するものを除く。）。
⑶　社会保険に関すること。
⑷　福利厚生及び安全衛生に関すること。
⑸　職員に貸与する宿舎に関すること。
⑹　労働組合に関すること。
⑺　審査委員会委員長の命を受けて審査委員会の事務を補助すること。
⑻　センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの課の業務に関する事項の実施に係る執行管理及びこの課の業務に関する計画事項の調査研究に関すること。
⑼　人員の配置等に関すること。
⑽　この課の所管する規程、細則の制定及び改廃並びにマニュアル等の作成に関すること。

（財務会計課）

第14条　財務会計課は、次の事務をつかさどる。
⑴　予算に関すること。

⑵　予算の実施計画の作成、配分及び統制に関すること。
⑶　運営費交付金並びに法第30条第１項第６号及び第10号の委託費に関すること。
⑷　会計検査院の検査に関すること。
⑸　資産（民事法律扶助事業に係る立替金等の債権を除く。）の管理に関すること。
⑹　契約に関すること。
⑺　決算に関すること。
⑻　会計監査人の監査に関すること。
⑼　財務諸表及び決算報告書等の作成に関すること。
⑽　現金及び有価証券等の出納保管に関すること。
⑾　金融機関との連携・調整に関すること。
⑿　センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの課の業務に関する事項の実施に係る執行管理及びこの課の業務に関する計画事項の調査研究に関すること。
⒀　この課の所管する規程、細則の制定及び改廃並びにマニュアル等の作成に関すること。

第15条　削除

（情報システム管理課）

第16条　情報システム管理課は、次の事務をつかさどる。
⑴　電子計算機、電話網の管理及び運用に関すること。
⑵　電子計算機による事務処理システムの管理及び運用に関すること。
⑶　情報セキュリティに関すること。
⑷　センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの課の業務に関する事項の実施に係る執行管理及びこの課の業務に関する計画事項の調査研究に関すること。
⑸　この課の所管する規程、細則の制定及び改廃並びにマニュアル等の作成に関すること。

（サービス推進室）

第17条　サービス推進室は、次の事務をつかさどる。
⑴　センターの事務に関する苦情、要望、提案等（以下「苦情等」という。）への対応に関する企画及び立案に関すること。
⑵　苦情等の調査、分析及び活用に関すること。
⑶　高齢者、障害者等に対する特別配慮についての企画及び立案に関すること。
⑷　センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの室の業務に関する事項の実施に係る執行管理及びこの室の業務に関する計画事項の調査研究に関すること。
⑸　この室の所管する規程、細則の制定及び改廃並びにマニュアル等の作成に関すること。

（法務室）

第18条　法務室は、次の事務をつかさどる。
⑴　訴訟等紛争対応、法的文書作成等法務事務に係る統括、支援及び連絡調整に関すること。
⑵　審査委員会への付議に関する手続の統括に関すること。
⑶　業務方法書、規程及び細則等の制定案及び改廃案の審査に関すること。
⑷　センターの運営及び業務の実施に関する法令及び制度に係る情報の収集及び調査研究に

関すること。

（広報・調査室）

第19条　広報・調査室は、次の事務をつかさどる。

⑴　広報に関する企画、立案及び実施並びに広聴に関すること。

⑵　機関紙等の発行に関すること。

⑶　ホームページの管理及び運用に関すること。

⑷　センターの事業に関する各種基本統計の作成に関すること。

⑸　統計資料等に基づく出版物の企画、編集、発行に関すること。

⑹　センターの業務に必要な基本的文献、資料の収集、整理、保存等に関すること。

⑺　諸外国の法律扶助制度等の運用に関する情報の収集等に関すること。

⑻　センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの室の業務に関する事項の実施に係る執行管理及びこの室の業務に関する計画事項の調査研究に関すること。

⑼　この室の所管する規程、細則の制定及び改廃並びにマニュアル等の作成に関すること。

第20条　削除

（第一事業部）

第21条　第一事業部は、法第30条第１項第１号の情報提供に関すること、同項第２号から第４号までの民事法律扶助に関すること、同項第11号の連携の確保及び強化に関すること、震災特例法第３条第１項の震災法律援助に関すること並びに特定不法行為等被害者特例法第３条第１項の特定被害者法律援助に関することその他これらに関連する事務を所掌する。

（第一事業部に置く課）

第22条　第一事業部に、次の２課１室を置く。

⑴　情報提供課

⑵　民事法律扶助課

⑶　地域連携推進室

（情報提供課）

第23条　情報提供課は、次の事務をつかさどる（他の課室の所掌に属するものを除く。）。

⑴　法第 30 条第１項第１号イ及びロの情報及び資料の収集、整理及び提供に係る業務の企画、立案及び実施に関すること。

⑵　国、地方公共団体、関係機関等との連携の確保及び強化の企画、立案及び実施に関すること。

⑶　情報提供担当職員の採用及び研修に関すること。

⑷　センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの課の業務に関する事項の実施に係る執行管理及びこの課の業務に関する計画事項の調査研究に関すること。

⑸　法教育に関すること。

⑹　この課の所管する規程、細則の制定及び改廃並びにマニュアル等の作成に関すること。

（民事法律扶助課）

第24条　民事法律扶助課は、次の事務をつかさどる。

⑴　法第30条第１項第２号から第４号までの民事法律扶助業務の企画、立案及び実施に関す

ること（次号及び第３号に掲げるものを除く。）。

⑵　法第30条第１項第２号の民事法律扶助業務のうち立替金債権の督促、回収及び償却（免除等を含む。）に係る業務の企画、立案及び実施に関すること。

⑶　法第30条第１項第３号の特定援助対象者法律相談援助業務のうち法律相談に係る費用の督促、回収及び償却（免除等を含む。）に係る業務の企画、立案及び実施に関すること。

⑷　震災特例法第３条第１項の震災法律援助業務及び特定不法行為等被害者特例法第３条第１項の特定被害者法律援助業務の企画、立案及び実施に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

⑸　震災特例法第３条第１項の震災法律援助業務及び特定不法行為等被害者特例法第３条第１項の特定被害者法律援助業務のうち立替金債権の督促、回収及び償却（免除等を含む。）に係る業務の企画、立案及び実施に関すること。

⑹　民事法律扶助、震災法律援助及び特定被害者法律援助に係る契約弁護士・司法書士等に関すること。

⑺　民事法律扶助、震災法律援助及び特定被害者法律援助に係る立替金債権の予算、執行管理及び決算に関すること。

⑻　この課の所掌に属する民事法律扶助、震災法律援助及び特定被害者法律援助に係る研修に関すること。

⑼　援助手続等に関する不服申立ての再審査に関すること。

⑽　震災法律援助業務及び特定被害者法律援助業務に係る援助手続の審査に関すること。

⑾　地方扶助審査委員及び本部扶助審査委員、震災法律援助審査委員並びに特定被害者法律援助審査委員に関すること。

⑿　センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの課の業務に関する事項の実施に係る執行管理及びこの課の業務に関する計画事項の調査研究に関すること。

⒀　この課の所管する規程、細則の制定及び改廃並びにマニュアル等の作成に関すること。

（地域連携推進室）

第25条　地域連携推進室は、次の事務をつかさどる。

⑴　地域連携（司法ソーシャルワークの推進に関することを含む。）に関する企画、立案及び実施に関すること。

⑵　センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの室の業務に関する事項の実施に係る執行管理及びこの室の業務に関する計画事項の調査研究に関すること。

⑶　この室の所管する規程、細則の制定及び改廃並びにマニュアル等の作成に関すること。

（第二事業部）

第26条　第二事業部は、法第30条第１項第５号の業務に関すること、同項第６号の国選業務に関すること、同項第８号の被害者等の援助に関すること、同項第９号の業務に関すること、同項第10号の被害者参加旅費等の支給業務等に関すること、同項第11号の被害者支援等の援助を行う団体・関係機関との連携の確保及び強化に関すること並びに法第30条第２項の受託業務に関することその他これらに関連する事務を所掌する。

（第二事業部に置く課等）

第27条　第二事業部に、次の２課１室を置く。

⑴　国選弁護課

⑵　犯罪被害者支援課

⑶　受託業務室

（国選弁護課）

第28条　国選弁護課は、次の事務をつかさどる。

⑴　法第30条第１項第６号の業務のうち国選弁護人及び国選付添人（以下「国選弁護人等」という。）選任関連業務の企画、立案及び実施に関すること。

⑵　国選弁護人等契約弁護士との契約に関すること。

⑶　国選弁護人等の報酬及び費用の算定に関すること。

⑷　国選弁護及び国選付添報酬決定に対する不服申立てに関すること。

⑸　センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの課の業務に関する事項の実施に係る執行管理及びこの課の業務に関する計画事項の調査研究に関すること。

⑹　この課の所管する規程、細則の制定及び改廃並びにマニュアル等の作成に関すること。

（犯罪被害者支援課）

第29条　犯罪被害者支援課は、次の事務をつかさどる。

⑴　法第30条第１項第５号の業務の企画、立案及び実施に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

⑵　法第30条第１項第５号の業務のうち法律相談に係る費用の督促、回収及び償却（免除を含む。）及び不服申立に係る業務の実施に関すること。

⑶　法第30条第１項第６号の業務のうち国選被害者参加弁護士選定関連業務の企画、立案及び実施に関すること。

⑷　被害者参加弁護士契約弁護士及びＤＶ等被害者援助弁護士との契約に関すること。

⑸　被害者国選弁護報酬及び費用の算定並びにその決定に対する不服申立に関すること。

⑹　法第30条第１項第８号の被害者等の支援業務の企画、立案及び実施に関すること。

⑺　法第30条第１項第９号の業務の企画、立案及び実施に関すること。

⑻　犯罪被害者等法律援助契約弁護士との契約に関すること。

⑼　犯罪被害者等法律援助の報酬及び費用の算定並びにその決定に対する不服申立に関すること。

⑽　法第30条第１項第10号の被害者参加旅費等の支給業務等に関すること。

⑾　被害者等の援助を行う団体・関係機関等との連携の確保及び強化の企画、立案及び実施に関すること。

⑿　被害者等の援助を担当する職員の採用及び研修に関すること。

⒀　センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの課の業務に関する事項の実施に係る執行管理及びこの課の業務に関する計画事項の調査研究に関すること。

⒁　この課の所管する規程、細則の制定及び改廃並びにマニュアル等の作成に関すること。

（受託業務室）

第30条　受託業務室は、次の事務をつかさどる。

⑴　法第30条第２項の受託業務に関すること。
⑵　センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの室の業務に関する事項の実施に係る執行管理及びこの室の業務に関する計画事項の調査研究に関すること。
⑶　この室の所管する規程、細則の制定及び改廃並びにマニュアル等の作成に関すること。
第30条の２　削除
（常勤弁護士総合企画部）
第31条　常勤弁護士総合企画部は、常勤弁護士等に関すること、法第30条第１項第７号の司法過疎対策業務に関することその他これらに関連する事務を所掌する。
（常勤弁護士総合企画部に置く課）
第32条　常勤弁護士総合企画部に、次の１課２室を置く。
⑴　常勤弁護士総合企画課
⑵　裁判員裁判弁護技術研究室
⑶　常勤弁護士業務支援室
（常勤弁護士総合企画課）
第33条　常勤弁護士総合企画課は、次の事務をつかさどる。
⑴　常勤弁護士等に関すること。
⑵　法第30条第１項第７号の司法過疎対策業務に関すること。
⑶　センターの中期計画及び年度計画に掲げられたこの課の業務に関する事項の実施に係る執行管理及びこの課の業務に関する計画事項の調査研究に関すること。
⑷　この課の所管する規程、細則の制定及び改廃並びにマニュアル等の作成に関すること。
（裁判員裁判弁護技術研究室）
第34条　裁判員裁判弁護技術研究室は、次の事務をつかさどる。
⑴　裁判員裁判における弁護技術の研究及び普及に関すること。
⑵　常勤弁護士の裁判員裁判事件に対する業務支援に関すること。
（常勤弁護士業務支援室）
第35条　常勤弁護士業務支援室は、常勤弁護士に対する業務支援に関する事務（前条第２号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

第２節　地方事務所等

（地方事務所）
第36条　センターに、地方事務所を置く。
２　地方事務所の名称、所在地及び担当区域は、別表のとおりとする。ただし、休日における国選弁護人及び国選付添人の候補者の指名通知に関する担当事務所の名称、所在地及び担当区域については、細則で、これと異なる定めをすることができる。
３　地方事務所は、理事長が別に定める場合を除き、各担当区域における第10条、第21条、第26条及び第31条の事務を分掌する。
４　この規程に定めるもののほか、地方事務所に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（支部）
第37条　地方事務所に、支部を置くことができる。
２　この規程に定めるもののほか、支部の設置場所その他支部に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
（出張所等）
第38条　地方事務所又は地方事務所支部に、出張所又は地域事務所を置くことができる。
２　この規程に定めるもののほか、出張所又は地域事務所の設置場所その他出張所又は地域事務所に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第３節　コールセンター

（コールセンター）
第39条　センターにコールセンターを置く。
２　コールセンターは、第10条、第21条及び第26条の事務（同条の事務については、法第30条第１項第８号の被害者等の援助に関することに限る。）を分掌する。
３　この規程に定めるもののほか、コールセンターに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第８章　職

第１節　監査室

第40条　監査室に、監査室長を置く。
２　監査室長は、監査室の事務を統括する。

第２節　本部

（本部事務局長）
第41条　センター本部に、本部事務局長を置く。
２　本部事務局長は、理事長及び理事を補佐して、センターの事務を整理し、内部組織の事務を監督する。
（本部事務局次長）
第42条　センター本部に、本部事務局次長を置くことができる。
２　本部事務局次長は、本部事務局長を補佐して、センターの事務を整理し、内部組織の事務を監督する。
３　本部事務局長に事故があるときは、本部事務局次長がその職務を代理する。
（部長）
第43条　部に、部長を置く。

２　部長は、部の事務を掌理する。
３　部長は、第41条第２項の職務（国際室、特定施策推進室及びコンプライアンス推進室に関するものに限る。）のうち部の所掌に属する事項及び本部事務局長から特に命ぜられた事項について、本部事務局長を補佐して事務を処理する。

（副部長）

第44条　部に、副部長を置くことができる。
２　副部長は、部長を補佐して、部の事務を処理する。

（課長）

第45条　課に、課長を置く。
２　課長は、課の事務を掌理する。

（室長）

第46条　室に、室長を置く。
２　室長は、室の事務を掌理する。

（課長補佐）

第47条　課に、課長補佐を置くことができる。
２　課長補佐は、課長を補佐して、課の事務を処理する。

（室長補佐）

第48条　室に、室長補佐を置くことができる。
２　室長補佐は、室長を補佐して、室の事務を処理する。

第３節　地方事務所

（地方事務所長）

第49条　地方事務所に、所長を置く。
２　所長は、地方事務所の事務を掌理する。
３　所長は、非常勤とする。

（副所長）

第50条　地方事務所に副所長を置く。
２　副所長は、所長を補佐して、地方事務所の事務を整理する。
３　所長に事故があるときは、あらかじめ所長が指定した副所長がその職務を代理する。
４　副所長は、非常勤とする。

（地方事務所事務局長）

第51条　地方事務所に、事務局長を置く。
２　事務局長は、地方事務所の事務を整理し、組織の事務を監督する。

第４節　コールセンター

（コールセンター長）

第52条　コールセンターに、コールセンター長を置く。
２　コールセンター長は、コールセンターの事務を掌理する。

第９章　雑則

（組織編成の特例）
第53条　理事長は、特に必要があるときは、内部組織の事務分掌並びに職の設置及び職務について、必要と認める間、第７章及び第８章の規定と異なる事務分掌を定め、職を設置し又は職に職務を命ずることができる。
（雑則）
第54条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則
（施行期日等）
１　この規程は、公布の日から施行する。
２　この規程による改正後の規定は、平成22年12月１日から適用する。
附　則（日本司法支援センター平成23年規程第11号）
この規程は、平成23年６月20日から施行する。
附　則（日本司法支援センター平成24年規程第６号）
この規程は、平成24年４月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター平成25年規程第７号）
この規程は、平成25年４月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター平成25年規程第９号）
この規程は、平成25年５月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター平成25年規程第13号）
この規程は、平成25年８月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター平成25年規程第17号）
この規程は、平成25年12月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター平成26年規程第２号）
この規程は、平成26年２月21日から施行する。
附　則（日本司法支援センター平成27年規程第４号）
この規程は、平成27年４月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター平成27年規程第18号）
この規程は、平成27年６月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター平成27年規程第26号）
この規程は、平成27年11月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター平成28年規程第７号）
この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（日本司法支援センター平成28年規程第22号）
この規程は、平成28年７月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター平成28年規程第31号）
この規程は、平成28年10月21日から施行する。
附　則（日本司法支援センター平成30年規程第１号）
この規程は、平成30年１月24日から施行する。
附　則（日本司法支援センター令和元年規程第10号）
この規程は、令和元年10月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター令和２年規程第11号）
この規程は、令和２年７月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター令和２年規程第17号）
この規程は、令和２年７月30日から施行する。
附　則（日本司法支援センター令和３年規程第２号）
この規程は、令和３年２月15日から施行する。
附　則（日本司法支援センター令和４年規程第１号）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター令和４年規程第17号）
この規程は、令和４年11月11日から施行する。
附　則（日本司法支援センター令和５年規程第６号）
この規程は、令和５年４月１日から施行する。
附　則（日本司法支援センター令和６年規程第２号）
この規程は、令和６年３月19日から施行する。
附　則（日本司法支援センター令和７年規程第23号）
この規程は、令和８年１月13日から施行する。
附　則（日本司法支援センター令和８年規程第６号）
この規程は、令和８年３月１日から施行する。

別表（第36条第２項関係）

名　　称	所 在 地	担　当　区　域
東京地方事務所	東京都	東京都
神奈川地方事務所	横浜市	神奈川県
埼玉地方事務所	さいたま市	埼玉県
千葉地方事務所	千葉市	千葉県
茨城地方事務所	水戸市	茨城県
群馬地方事務所	前橋市	群馬県
栃木地方事務所	宇都宮市	栃木県
静岡地方事務所	静岡市	静岡県
山梨地方事務所	甲府市	山梨県
長野地方事務所	長野市	長野県
新潟地方事務所	新潟市	新潟県
大阪地方事務所	大阪市	大阪府
京都地方事務所	京都市	京都府
兵庫地方事務所	神戸市	兵庫県
奈良地方事務所	奈良市	奈良県
滋賀地方事務所	大津市	滋賀県
和歌山地方事務所	和歌山市	和歌山県
愛知地方事務所	名古屋市	愛知県
三重地方事務所	津市	三重県
岐阜地方事務所	岐阜市	岐阜県
福井地方事務所	福井市	福井県
石川地方事務所	金沢市	石川県
富山地方事務所	富山市	富山県
広島地方事務所	広島市	広島県
山口地方事務所	山口市	山口県
岡山地方事務所	岡山市	岡山県
鳥取地方事務所	鳥取市	鳥取県
島根地方事務所	松江市	島根県
福岡地方事務所	福岡市	福岡県
佐賀地方事務所	佐賀市	佐賀県
長崎地方事務所	長崎市	長崎県
大分地方事務所	大分市	大分県
熊本地方事務所	熊本市	熊本県
鹿児島地方事務所	鹿児島市	鹿児島県
宮崎地方事務所	宮崎市	宮崎県
沖縄地方事務所	那覇市	沖縄県
宮城地方事務所	仙台市	宮城県
福島地方事務所	福島市	福島県
山形地方事務所	山形市	山形県
岩手地方事務所	盛岡市	岩手県
秋田地方事務所	秋田市	秋田県
青森地方事務所	青森市	青森県
札幌地方事務所	札幌市	札幌地方裁判所の管轄区域
函館地方事務所	函館市	函館地方裁判所の管轄区域
旭川地方事務所	旭川市	旭川地方裁判所の管轄区域
釧路地方事務所	釧路市	釧路地方裁判所の管轄区域
香川地方事務所	高松市	香川県
徳島地方事務所	徳島市	徳島県
高知地方事務所	高知市	高知県
愛媛地方事務所	松山市	愛媛県